Q&A ~説明に対するご質問と回答~

- Q: 都市計画で用途を定めるというのは、用途地域のことか。また、この都市計画の決定時に用途地域 を見直すことはあるのか。
- A: 再開発の都市計画では、住宅や商業といった施設の用途を指定するもので、都市計画法・建築基準 法でいう用途地域とは異なります。再開発の都市計画を検討する際に用途地域を見直す例もあります が、この度の事業による用途地域の見直し予定は今のところありません。
- **O**: 地代家賃減収補償について教えてほしい。明渡しの前に店子に出て行ってもらった場合、補償は出 なくなるのか。
- A: 見積もる時点で賃貸借がなければ補償は出ません。ただし、他の再開発の事例では、明渡し直前で あれば、対応している例もあるので状況を見て検討します。

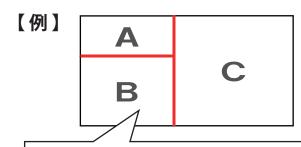
JR西宮駅南西地区筆界確認等業務の進捗状況 (森村土地家屋調査土事務所)

- ○昨年度から実施を進めてきた卸売市場外周境界の確定については、概ね完了の見込みとなったため、 今後は、卸売市場地区内の土地境界の確認を進めます。
- ○卸売市場地区内の土地境界の確認方法については、当地区内は、各筆が複雑に隣接しており、すべて の境界辺に対して、隣接者間で境界確認書を取り交わすことは、境界確認書の締結事務が複雑化し、

境界確認書ごとに必要となる印鑑登録証明書等に ついても、多数ご用意いただくことになってしま います。

このため、一筆地ごとに、自己の所有地をそれ ぞれの土地所有者が自己で確認し、すべての一筆 地で自己筆界確認書を備えることで、隣接する土 地境界を確定させることができます。

○今後、土地の所有権をお持ちの方に対して、立会 依頼書を郵送させていただきますので、立会いへ のご協力をお願いいたします。



- ① A は、自己の 4 辺を確認する。 ②Bも、自己の4辺を確認すれば、 AとBの境界辺が確定する。
- ※仮にCがA・Bに接する辺に同意しなけれ ば、A·B·Cが共に接する辺は確定しない ことになる。

♦0&A

- Q: 以前の説明では、土地境界を確定するためには、隣接する土地所有者全員が立ち会う必要があると 説明されたが、今回はその説明とは違う方法で問題ないのか。ブロック単位の立会で、関係者同士が 近くにいるのなら、一緒に立ち会った方が良いのではないか。
- A: 一人に対して、隣接する方を集めることは可能ですが、その次の方、さらにその次の方と、続けて 立ち会うには、ずっと待っていただくことになってしまいます。また、土地境界に同意できないとい う意見を、現地で言い合うような状況は避けたいと考えて、それぞれの土地境界を確認するという手 法を取らせていただきたいと思います。全員が合意に達することは難しいと思っていますが、第一段 階として、少なくともどの部分の土地境界に問題があるのか明確になると考えています。

◆お問い合わせ先

西宮市卸売市場再生研究会事務局・JR 西宮駅南西地区まちづくり協議会事務局 担当:平岡、滝田 🕿 06-6312-9154 株式会社 アール・アイ・エー

西宮市卸売市場ホームページURL oroichi.com(オロイチどっと混む) 情報発信中!

おろいち つうしん

JR西宮駅南西地区

まちづくりニュース

JR 西宮駅南西地区まちづくり協議会 合併 2号 西宮市卸売市場再生研究会事務局

JR 西宮駅南西地区まちづくり協議会 合同集会が開催されました! 西宫市卸売市場再生研究会

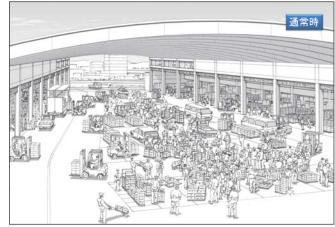
平成28年7月29日(金)13:30より、西宮市卸売市場連合会の会議室において、「JR 西宮駅南西 地区まちづくり協議会」と「西宮市卸売市場再生研究会」の平成28年度第1回合同集会が開催され、 卸売市場再生整備調査検討業務、IR西宮駅南西地区筆界確認等業務の進捗状況について説明がありました。 今回は、みなさんから寄せられた質問に答える形で、再開発の仕組みや、再開発に係る資産評価、目 標としての年間スケジュール案等について説明がありました。

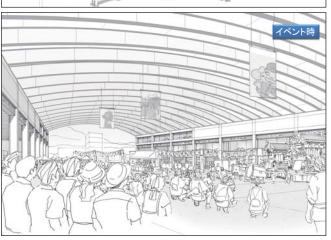
卸売市場再生の完成イメージが示されました

現在、卸売市場再生に向けた市場事業者のワーク ショップを進めています。

現段階は、新しい卸売市場がどのような空間にな るのか、どのような使い方が望ましいか、イメージ がわかるように、このたび、新しい卸売市場につい て意見交換のためのイメージ図を作成しました。

駐車場のスペースや、通路スペースを集約し、そ こに大屋根をかけています。この大屋根空間により、 必要な機能を確保して本来の卸売業務の効率化を図 るとともに、卸売市場の休場日については、市民活 動に開放できるような仕掛けを考えています。ただ し、この空間整備は決定したものではありません。 これから、みなさんのご意見を聞かせていただきな がら、より良いもの、より必要なものにしていきた いと考えています。





(注)空間の広さや使い方についてイメージをつかむための もので、建物形状などは実際の整備計画と異なります。

再開発の仕組みについて解説がありました。

卸売市場再生を進める手法として、「再開発」を活用するこ とが検討されていますが、再開発とは一体どのような仕組みに なっているのか、事業の各段階で何をするのか、について説明 がありました。

○都市計画手続き・組合設立

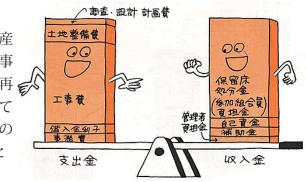
再開発では、まず行政が、将来の街の青写真となる都市計画 を定め、商業や住宅といった再開発でつくる施設の用途、建物 の規模、広場や歩道幅、住戸数をどのくらいにすべきかといっ た内容を決めます。



次に、区域内の土地所有者と借地権者のみなさんで再開発組合という組織を作り、事業計画を定めま す。組合の設立や事業計画は、行政の認可を受ける必要があります。

○参加組合員制度と事業採算

再開発では、大きな建物を作って、余剰の床である不動産 を作り、それを外部の事業者などに買ってもらうことで、事 業費を賄います。この余剰床を取得してもらう事業者に、再 開発組合に入ってもらい、再開発事業のスポンサーになって もらう仕組みとして、参加組合員という制度があり、事業の 大きなポイントとなっています。一般的には、○○不動産と いった開発業者が参加組合員の候補になります。



また、余剰の不動産が、原価以上で売れれば事業が成立するということになりますが、法定再開発の 場合、国、県、市から補助金が出るので、事業採算も取りやすくなります。

○審査委員による公平な権利の取扱い

資産評価や個々の権利がどのように扱われるかですが、再開発はみなさんの権利を公平に扱うことが 法律に定められています。また、その監視体制として審査委員による同意制度があります。

通常、審査委員には、再開発の経験が豊富な弁護士、不動 産鑑定士、税理士といった専門家が選ばれます。特に、資産 の置き換えのことや補償について審査委員に個別審査をお願 いします。みなさんの権利が公平に取り扱われていることを 説明し、審査委員の同意が得られて始めて、事業が進められ るようになっています。



○権利変換計画と税務

「権利変換」という言葉は、「売買」とは違うということを

覚えておいてください。民間の等価交換事業の場合、現在の不動産を売る際に譲渡益に課税され、新し い不動産を買う際には不動産取得税が徴収されます。再開発で、今ある不動産を新しい再開発ビルの床 に置き換える「権利変換」の場合は、税務上、"売って買った"ということをなかったこととみなします。

また、権利変換は、資産を現金化したい人、新しい不動産に置き換えたい人、それぞれの希望に対応 できます。場合によっては、不動産の一部を現金化して一部を不動産に置きかえるということも条件付 で可能です。

なお、不動産を現金化する場合は、譲渡益(取得したときの費用との差益)がある場合には課税され るのが原則ですのでご注意ください。

この権利変換計画も行政の認可を受ける必要があります。

権利変換計画が認可されると、現在ある建物を取り壊し、新しい再開発ビルを建てることができます。 権利変換計画の認可までには、結構な期間がかかります。スムーズにいって、都市計画決定に1年く らい、事業計画に1年、さらに権利変換計画に1年という感じです。今すぐに引っ越しということはあ りませんが、みなさんの資産をどうしたいのかなど、時間をかけてしっかり考えていただきたいと思っ ています。

再開発に係る資産評価等について解説がありました

次に、補償について、一般論としての説明がありました。 建物の取り壊しのための引っ越し等の費用に充てるため、 みなさんには再開発組合から補償金が支払われます。再開 発の補償は、公共事業の補償基準を準用することになって おり、工事のための移転に際して通常必要と考えられる金 額の積算基準が定められています。インターネットなどで 調べてみるといろいろな情報が公表されていると思います。



市場事業者ワークショップについて報告がありました

昨年度から、新市場に残留を希望されている市場事業者 による新開設者法人設立に向けた準備の場として、専門家 を入れたワークショップを進めています。ワークショップ では、新開設者法人の仕組みをはじめ、卸売市場の整備内 容や経済条件、市場の使い方のルール作りなどを検討して いく予定としていますが、諸事情により参加者数が少ない 状況です。みなさん、声掛けあってのご参加をお願いします。

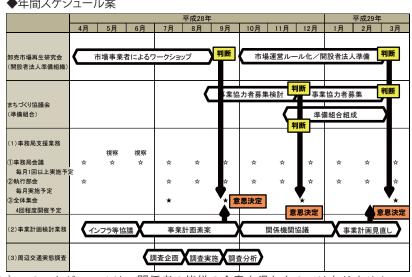


年間スケジュール案について説明がありました

平成28年度は、新開設者法人設立の取り組みや地区内土地境界の確認作業の進捗状況などを見極め

ながら、このスケジュール案を目標に ◆年間スケジュール案 調査検討を進めていきたいと思ってい ます。

このため、各段階で事業を次のステッ プに進めることができるのかどうかの 判断をするタイミングを設定していま す。しかしながら、卸売市場再生の目 途がたたないまま調査検討を続けると いうこともできませんので、「時間」 の意識を持って、進めていきたいと考 えています。



(注)このスケジュールは、関係者の皆様の合意を得たものではありません。 今後、関係者の皆様における協議検討等により見直しをしていくものです。